

各位

令和元年 7月2日

放射線取扱主任者

筑波実験棟 B1 回廊における放射線障害防止法施行規則

第 22 条の 3 項の適用について

筑波実験棟 B1 回廊において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間：2019年7月2日（火） から 2019年10月4日（金）ま
- で 2. 場 所（図 1 の赤色で示す区域）： 筑波実験棟・地下 1 階回廊部
分

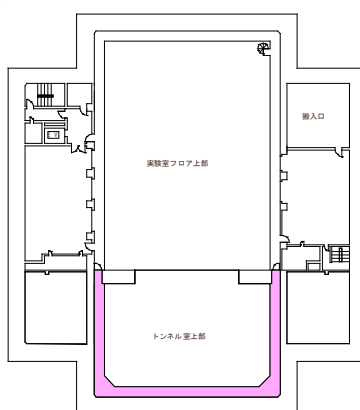


図 1 筑波実験棟・地下 1 階

配布先

機構長

- （管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- （素核研）所長、副所長、事務室
- （加速器）施設長、各主幹、事務室
- （物構研）所長、副所長、事務室
- （共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- （担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、
管理室員